

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861</a>



日米安全保障新条約案骨子

四月九日閣議に於て

才一条 (國際平和維持)

本條說明用  
(自儀に於て、其の如し)

兩締約國は國連憲章の原則に従い國際紛争を平和的に解決し、國連の目的に違背する様な武力の行使又はその脅威を行はざることとし、更に國連の機能強化に協力する。

才二条 (政治的經濟的協力)

兩締約國は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好關係の強化に努め、更に經濟的協力關係の緊密化に努力することとする。

才三条 (防衛協力)

兩締約國は、個々に及び相互に協力して、継続的且つ効果的な

極秘

自助及び相互援助により、武力攻撃を排除するための能力を維持し且發展させることとする。

才四条 (協議)

兩締約國は、条約の實施に関し、又極東の平和と安全が脅がされてゐると認める場合は、隨時協議することとする。

才五条 (援助義務)

兩締約國は、日本の施政下にある地域における何れかの締約國に対する攻撃を自國の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の手続に従つて行動することとする。かくして執られた措置は、安全保障理事會が適當な措置を執つたとき終止される。

才六条（施設区域使用）

日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国軍隊は日本にある施設及区域を使用することが出来ることとする。施設及区域の使用の細目並びに日本における米軍の地位は別にこれを定めるものとする。

才七条（国連憲章との関係）

本条約の規定は国連憲章に基く締約国の権利義務乃至国連自体の責任には影響しないことを明らかにする。

才八条（憲法との関係）

本条約の規定は、締約国に対してその憲法に反する義務を課するものではないことを明らかにする。

才九条（批准）

批准条項を置く。

才十条（安保条約との関係）

本条約が発効すれば現行安保条約は消滅する。

才十一条（期限）

十年経過後は一年の予告で廃棄し得る形とする。

附属交換公文

日本に在る米軍の装備の重要な変更（核兵器）を行う場合、並びに日本外の戦闘行為のため日本の施設区域を作戦行動の基地として使用する場合は、日本政府と事前に協議する。